

千葉市観光ガイドに掲載する広告の取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発行する千葉市観光ガイドへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(掲載可能な広告等の範囲)

第2条 広告を掲載することができる者、広告の内容及び広告のデザインの範囲は、千葉市広告掲載要綱（平成18年3月3日施行）第5条及び千葉市広告掲載基準（平成18年3月3日制定）の規定に準ずるものとする。

(広告の規格、掲載位置及び枠数)

第3条 広告の規格、掲載位置及び枠数は、経済農政局長が別に定める千葉市観光ガイドに掲載する広告の募集要項（以下「募集要項」という。）においてこれを指定する。

(広告掲載希望者の募集)

第4条 募集は、千葉市観光ガイドの発行に際して行うものとする。

2 広告の募集事務は、千葉市観光ガイドの刊行に係る業務を受託した事業者に委託して実施することができる。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料については、類似する広告の市場価格等を勘案し、経済農政局長が決定し、指定する。

2 経済農政局長は、必要に応じ、広告掲載料を見積合せにより決定することができる。
3 広告主は、広告掲載料を経済農政局長の指定する期日までに、一括納入するものとする。ただし、経済農政局長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載の申込み)

第6条 千葉市観光ガイドへの広告掲載希望者は、千葉市観光ガイド広告掲載申込書（様式第1号）により、持参、FAX又は電子メールで、経済農政局長が『募集要項』において指定する期間内に市長に申し込むこととする。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件について千葉市観光ガイド広告掲載・非掲載決定通知書（様式第2号）により広告掲載希望者に通知する。

3 市長は、広告掲載希望者が、第3条に規定する枠数を超えたときは、宿泊施設、飲食店、土産物店等、観光客の利便に関わる者を優先する。

- 4 前項の規定によっても、広告掲載希望者が第3条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定する。
- 5 見積合せによる広告募集を行った場合は、見積金額が、第3項の規定に優先するものとする。

(広告掲載内容の承諾)

第8条 広告掲載をすることができる旨の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、掲載内容及び条件を記載した千葉市観光ガイド広告掲載承諾書（様式第3号）を市長に提出する。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

- 2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告の内容、デザイン等の審査及び協議)

第10条 広告の内容及びデザイン等については、市及び千葉市観光ガイドの信用性及び信頼性等を損なうことのないよう、広告主と市が必ず協議することとする。

(広告内容等の変更要求)

第11条 市長は、広告の内容及びデザイン等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。
- (3) 前条の規定による広告内容の変更の求めに広告主が応じないとき。
- (4) 広告主、広告の内容等が各種法令等に違反し、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの要領に抵触するものであるときで、前条の規定によつても解消できないとき。
- (5) その他、千葉市観光ガイドへの広告掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げるができるものとする。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主は書面により市長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の返還)

第14条 広告主の責めに帰さない理由により、広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の債務)

第15条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に係る財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(裁判管轄)

第16条 この要領に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、千葉市の所在地を管轄する裁判所で行うものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は、別に経済農政局長が定める。

附 則

この要領は平成21年2月2日から施行する。

附 則

この要領は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和4年1月1日から施行する。

千葉市観光ガイド広告掲載申込書

年　月　日

(あて先) 千葉市長

住所

名称

代表者氏名

印

千葉市観光ガイドに掲載する広告の取扱要領第6条の規定により、下記のとおり広告掲載を申し込みます。申し込みに当たっては、千葉市観光ガイドに掲載する広告の取扱要領の内容を遵守します。

記

1 掲載希望枠数 枠

2 業 種

3 掲 載 内 容

- (1) 名 称
- (2) 電 話 番 号
- (3) 住 所
- (4) HPアドレス

4 掲 載 位 置 掲載位置については校正の都合上、本市で決定します。

特に要望がある場合は「5 その他要望等」にご記入ください。

5 その他の要望等 ※ご要望いただいた内容がすべて反映されるわけではありません。

6 担当者連絡先

- (1) 氏 名
- (2) 電 話 番 号
- (3) F A X 番 号
- (4) E-m a i l

千葉市観光ガイド広告掲載・非掲載決定通知書

年 月 日

様

千葉市長

千葉市観光ガイドに掲載する広告の取扱要領第6条の規定により、 年 月
日付けで申し込みのあった千葉市観光ガイドへの広告の掲載については、下記のとおり決定しました
ので、同要領第7条第2項の規定により通知します。

記

1 掲載・非掲載の別

2 掲載枠数 枠

3 掲載枠位置

4 掲載内容 広告掲載申込書のとおり

5 非掲載とした理由

お問合せ先：千葉市経済農政局経済部集客観光課
TEL 043-245-5897
FAX 043-245-5669
E-mail kanko.EAE@city.chiba.lg.jp

千葉市観光ガイド広告掲載承諾書

年　月　日

(あて先) 千葉市長

住所

名称

代表者氏名

印

千葉市観光ガイドに掲載する広告の取扱要領第7条第2項の規定により決定通知を受けた、千葉市観光ガイドへの広告掲載に際しては、下記のとおりとすることを承諾します。

記

1 掲載枠数　　枠

2 掲載内容

- (1) 名　　称
- (2) 電　話　番　号
- (3) 住　　所
- (4) HPアドレス

3 担当者連絡先　(掲載申込時と変更がある場合のみご記入下さい。)

- (1) 氏　　名
- (2) 電　話　番　号
- (3) F A X 番　号
- (4) E-m a i l